

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（情）第3号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和5年10月20日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「〇〇が提出した「〇〇」の事業実施計画。概要版ではなく、全体版。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第10条第3号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年12月14日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 本件審査請求

審査請求人は、令和6年1月12日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のと

おりである。

広島県情報公開条例第10条第3号を理由に、非開示としているが、開示しても、法人の権利や利益に影響しない情報も非開示になっている可能性があり、開示を求める。施設の完成イメージ写真や事業実施体制は開示できるのではないか。収支計画や資金計画はほぼ非開示だが、法人の権利や利益に影響しない部分もあるのではないか。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 開示請求対象の文書について

本県は、令和5年10月20日付け「〇〇が提出した「〇〇」の事業実施計画。概要版ではなく、全体版。」の開示請求に対して、令和5年12月14日付けで、「「〇〇」事業実施計画書案」（以下、第4において「計画案」という。）を対象文書として特定し、条例第10条第3号に該当する不開示情報を不開示とする本件処分を行った。

##### 2 処分の理由

〇〇事業の推進に関する基本協定書において、計画案には、施設計画、テナント導入計画、事業実施体制、施設管理運営計画、事業スケジュール、資金計画を記載するものとしているが、この計画案は、非公表とすることを前提として事業予定者が作成したものである。一方で、事業の透明性も考慮する必要があることから、計画案に記載の内容のうち、事業予定者が公表可能と判断したものを記載した計画案の概要版を、令和〇年〇月に県において公表した。令和5年10月20日付けの行政文書開示請求内容は、「〇〇」の事業実施計画の概要版ではなく、非公表を前提として作成された全体版の開示請求であったことから、本件開示請求に係る開示決定をするにあたり、事業予定者に対し、条例第15条第1項の規定に基づく意見照会を行い、事業予定者の意見も踏まえ、不開示情報に該当する部分を除いた上で、概要版には記載されていない多くの情報が記載されている全体版を開示する決定を行ったも

のである。

(1) 施設の完成イメージ写真について

不開示とした施設のイメージ写真は、今後、連携に向けた交渉を予定している企業等が商標権・著作権をもつものであるが、全体版は非公表を前提としていることから、当該企業等の開示許諾を得ることなく記載しているものである。こうした情報を公にすることにより、当該企業が事業予定者に対し、商標権・著作権の侵害を主張するなどし、当該企業等との今後の交渉状況に影響を及ぼすおそれがある。また、不開示とした施設のイメージ写真は、当該施設における将来の事業の構想に関わる内容が含まれており、他の施設等との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに関わるものである。こうした情報を公にすることにより、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 事業実施体制について

事業実施体制については、構成員図、事業の円滑な実施を目的として今後構築を予定している協議会、今後設立を予定しているJVについて記載されている。

構成員については、今後、事業予定者が構成員として追加することを見据え交渉を行い、内諾を得ている企業名が記載されている。当該企業との正式な書面の取り交わしを行う前に企業名を公にすることにより、今後の交渉状況に影響を及ぼすなど、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

協議会については、今後構築予定である協議体制案が記載されている。協議体制案には、具体的な企業名が記載されているが、事業予定者において、各社と調整を進めている段階であり、こうした状況において具体的な企業名や体制を公にすることにより、当該企業との交渉状況に影響を及ぼすおそれがある。また、本事業の実現に向けてどのような協議会を設定するのかについては事業予定者の事業運営に関する知見・工夫と言えるため、こうした情報を公にすることにより、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

JVについては、構成、出資金の目安、出資者や出資額の他、出資候補

先等について記載されている。設立予定のJVの構成等はまた検討段階のものであるとともに、新たな構成員の加入も模索していることから、こうした情報を開示することにより、今後のJVの設立準備等に支障が生じるおそれがある。また、出資に関する情報は、事業を推進する上で重要となる今後の資金調達戦略に関わる重要な情報であるとともに、出資額は各企業の投資余力や経営状況に関わる重要な情報であることから、こうした情報を公にすることにより、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

### (3) 収支計画や資金計画

収支計画や資金計画については、貸借期間30年間の中長期の収支計画や、経済波及効果、施設別投資額、追加投資内容、資金計画が記載されている。

中長期収支計画は、企業としての経営戦略そのものであり、通常一般に公にされていない内部管理、資金管理のノウハウに関する重要な情報である。こうした情報を公にすることにより、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

経済波及効果については、通常一般に公にされていない収支計画や投資計画に加え、内部管理・資金管理のノウハウに関する収支等の情報に基づき記載された内容であることから、公にすることにより、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

施設別投資額は、今後の資金調達の戦略に関わる情報であり、こうした情報を公にすることにより、企業との交渉に影響を及ぼすなど、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

追加投資については、当該施設における将来の事業内容に関わる内容であり、他の施設等との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに関わるものである。こうした情報を公にすることにより、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

資金計画については、今後の資金調達の戦略に関わる情報であることから、公にすることにより調達を想定している企業との交渉に影響を及ぼすなど、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから、不開示部分については、条例第10条第3号の不開示情

報に該当するため、本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

#### (1) 本件請求について

本件請求は、実施機関に対して〇〇が提出した「〇〇」の事業実施計画の全体版の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対して、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

これに対して審査請求人は、本件不開示部分のうち条例第10条第3号に該当しない部分の更なる開示を求めている。

一方、実施機関は、本件不開示部分は条例第10条第3号の不開示情報に該当すると主張している。

#### (2) 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書は、〇〇に係る事業の推進に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、事業予定者が作成し、実施機関に提出した文書であるとしている。

審査会において基本協定書を見分したところ、基本協定書は、広島県と〇〇（以下「事業予定者」という。）との間で締結された、〇〇に係る事業提案募集において事業予定者が提出した事業提案書に基づく事業の実施に係るものであって、基本協定において、事業予定者は事業実施計画の案（以下「事業計画案」という。）を作成し、広島県の承認を得なければならないこととされている。本件対象文書は、「〇〇 事業実施計画について」との表題があり、〇〇に係る事業提案募集の募集要項において示された事業用地に係るものであって、本件対象文書中の事業実施体制の構成員図では〇〇が代表となっている。また、実施機関は、事業の透明性も考慮する必要があることから、本件対象文書に記載の内容のうち、事業予定者が公表可能と判断したものを記載した本件対象文書の概要版を、県において公表したとしている。審査会において、実施機関から提出を受けた「〇〇 事業実施計画について」の概要版（以下、単に「概要版」という。）を見分し

たところ、概要版は全〇ページであり、本件対象文書は全〇ページであった。これらのことからすると、実施機関が、「〇〇が提出した「〇〇」の事業実施計画の全体版」との請求に対して本件対象文書を特定したことに、不自然、不合理な点はない。

また、審査請求人は対象文書の特定については主張していないため、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 条例第10条第3号について

条例第10条第3号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としている。

ここで、「正当な利益を害する」かどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

### (2) 条例第10条第3号該当性について

ア 「2. 施設計画書－動線計画－」及び「2. 施設計画書－交通アクセス－」について

実施機関は、対象文書の「2. 施設計画書－動線計画－」及び「2. 施設計画書－交通アクセス－」の不開示部分（以下「本件不開示部分1」という。）について、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしていることから、実施機関に説明を求めたところ、実施機関は次のように説明する。

動線計画と交通アクセス（車両の推計値）は、交通インフラとの連携に影響を受けるものであるが、本件対象文書の〇ページに記載のとおり、公共交通機関とバスロータリー、バス停、バス車庫、観光バス停留所の配置など交通インフラについて協議をしている段階であり、

こうした段階において具体的な動線計画と交通アクセス（車両推計値）を公表することにより、当該企業との交渉に影響を及ぼすなど、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分1は、交通量の推計値の具体的な数値及び協議の相手方の名称であった。

実施機関は本件不開示部分について、協議段階であるとしていることから、事業のスケジュール、検討スケジュール等について実施機関に確認したところ、実施機関は、事業のスケジュール、検討スケジュール等は本件対象文書の○ページの事業スケジュールのとおりであり、本件処分時点では検討段階であると説明する。審査会において本件対象文書を見分したところ、その○ページに事業スケジュールが記載されているが、スケジュールの記載は令和○年○○以降のものであり、令和○年○○から施設全体の基本設計を開始するとされていた。また、本件対象文書が事業実施計画の案であることから、本件請求のあった令和5年10月時点では、本件不開示部分が協議段階であったとする実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。

また、実施機関は、本件対象文書は、基本協定書において事業予定者が作成することを義務づけられた事業実施計画案であって、その内容として施設計画、テナント導入計画、事業実施体制、施設管理運営計画、事業スケジュール、資金計画を記載するものとされているが、この事業実施計画案は、非公表とすることを前提として事業予定者が作成したものであるとしている。また、一方で、事業の透明性も考慮する必要があることから、事業実施計画案に記載の内容のうち、事業予定者が公表可能と判断したものを記載した概要版を、令和○年○月に県において公表したとしている。審査会において基本協定書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、事業予定者は事業計画案を作成し、広島県の承認を得なければならないとされており、事業計画案の公表に関する規定はなかった。

これらのことから、本件不開示部分1は、事業予定者において調整中の事項に係る情報であり、協議段階である時期においてこれらを開示す

ると、交渉に影響を及ぼすなど事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると認められ、本件不開示部分1は条例第10条第3号の不開示情報に該当するとして実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

イ 「3. 事業計画書－にぎわいの創出や周辺施設との親和性－」及び「3. 事業計画書－環境・景観への配慮－」について

実施機関は、対象文書の「3. 事業計画書－にぎわいの創出や周辺施設との親和性－」及び「3. 事業計画書－環境・景観への配慮－」の不開示部分（以下「本件不開示部分2」という。）について、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしていることから、実施機関に説明を求めたところ、実施機関は次のように説明する。

にぎわいの創出や周辺施設との親和性、環境・景観への配慮については、他の施設等との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに関わるものであり、こうした情報を公にすることにより、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分2は、「3. 事業計画書－にぎわいの創出や周辺施設との親和性－」の開示部分に係る具体的な施設や事業の内容であった。これらは、事業予定者において調整中の事項に係る情報であり、また、事業予定者の持つノウハウに関するものであることから、協議段階である時期であって、事業が実施される前にこれらを開示すると、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると認められ、本件不開示部分2は条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

ウ 「3. 事業計画書－テナント導入計画－」について

実施機関は、対象文書の「3. 事業計画書－テナント導入計画－」の不開示部分（以下「本件不開示部分3」という。）について、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしていることから、実施機関

に説明を求めたところ、実施機関は次のように説明する。

テナント導入計画については、テナント導入を見据え交渉している企業や交渉を予定している企業名が記載されている。こうした状況において具体的な企業名を公表することにより、当該企業との交渉に影響を及ぼすなど、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、導入テナントは、他の施設等との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに関わるものであり、こうした情報を公にすることにより、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分3は、「3. 事業計画書－テナント導入計画－」の開示部分に係る具体的な施設や事業の内容、交渉の相手方の名称であった。これらは、事業予定者において調整中の事項に係る情報であり、また、事業予定者の持つノウハウに関するものであることから、協議段階である時期であって、事業が実施される前にこれらを開示すると、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると認められるため、本件不開示部分3は条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

エ 「2. 施設計画－施設情報－」について

実施機関は、対象文書の「2. 施設計画書－施設情報－」の不開示部分（以下「本件不開示部分4」という。）について、第4の2(1)のとおり説明する。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分4は、本件対象文書に係る事業において設置等が予定されている施設に係るイメージ写真であった。これらは、「3. 事業計画書－にぎわいの創出や周辺施設との親和性－」及び「3. 事業計画書－テナント導入計画－」において示された内容を写真として示したものであって、本件不開示部分2及び本件不開示部分3に係る写真も含まれていた。これらは、事業予定者において調整中の事項に係る情報であり、また、事業予定者の持つノウハウに関するものであることから、協議段階である時期であって、

事業が実施される前にこれらを開示すると、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると認められるため、本件不開示部分4は条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

オ 「3. 事業計画書－事業リスク対応－」について

実施機関は、対象文書の「3. 事業計画書－事業リスク対応－」の不開示部分（以下「本件不開示部分5」という。）について、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしていることから、実施機関に説明を求めたところ、実施機関は次のように説明する。

事業リスク対応については、事業におけるリスクに対応するためのノウハウに関わるものであり、こうした情報を公にすることにより、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分5は、本件対象文書に係る事業に係るリスク及び対応策の具体的な内容であった。これらを開示すると、事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると認められるため、本件不開示部分5は条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

カ 「4. 事業実施体制」について

実施機関は、対象文書の「4. 事業実施体制」の不開示部分（以下「本件不開示部分6」という。）について、第4の2(2)のとおり説明する。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分6は、調整中の構成員の名称や検討中の事業実施体制の案であった。これらは、事業予定者において調整中の事項に係る情報であり、協議段階である時期であって、事業が実施される前にこれらを開示すると、今後の交渉状況に影響を及ぼすなど事業予定者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると認められるため、本件不開示部分6は条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

キ 「7. 収支計画」及び「8. 資金計画」について

実施機関は、対象文書の「7. 収支計画」及び「8. 資金計画」の不  
開示部分（以下「本件不開示部分7」という。）について、第4の2(3)の  
とおり説明する。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分7は、  
本件対象文書に係る事業の収支の見込み、投資計画、資金計画の具体的  
な内容であった。これらは、企業としての経営戦略そのものであり、通  
常一般に公にされていない内部管理、資金管理のノウハウに関する重要  
な情報であり、これらを開示すると事業予定者の競争上の地位その他正  
当な利益を害するおそれがあるとした実施機関の主張は妥当であると  
認められるため、本件不開示部分7は条例第10条第3号の不開示情報に  
該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(3) 小括

以上のことから、実施機関が、本件不開示部分について条例第10条第3  
号の不開示情報に該当するとして本件処分を行ったことは妥当である。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年5月2日	・ 諮問を受けた。
令和7年5月30日 (令和7年度第2回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年6月27日 (令和7年度第3回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年7月25日 (令和7年度第4回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 ( 部 会 長 )	弁護士